

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

証拠説明書（甲A号証）

2020年6月5日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 網 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

| 号証 | 標目 | 原本 写し の別 | 作成 年月 日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----------|-----|----------------|-------------------|------|---|
| 甲A 296 | 意見書 | 写し | 2020 年4月 3日 | 木村草太 | <p>憲法学者である木村草太教授の本件についての意見。</p> <p>現行法が、当事者間の親密な関係保護するための法律婚の効果を、異性カップルのみを与え、同性カップルに対して与えていないことは、合理的な理由のない区別であり、憲法14条1項に違反するものであること。</p> <p>憲法24条1項は、そこである「婚姻」が生殖関係を意味するものであり、生殖関係を保護する制度の整備を要請するものであると解したとしても、親密関係保護のための法律婚の効果に関して異性カップルと同性カップルの区別する合理的理由となるものではなく、同項が親密関係を保護したものと解するのであれば、その趣旨は同性カップルにも類推適用されるべきであるから、同性カップルの親密関係の保護が同項から要請されることになり、同性カップルに法律婚の効果を与えていない現行法は同項に違反することになること。</p> <p>以上によれば、被告国は、現行法で異性カップルに認められている親密関係保護のための法律婚の効果を同性カップルも享受できるようにして不合理な区別を解消する義務を負うものであり、その立法の不作為は違憲・違法であること。</p> |

以上